

2026年度愛知県困難な問題を抱える女性支援事業費補助金 募集要領

第1 補助金の目的

近年、女性が抱える困難な問題は、DV被害や性的な被害、生活困窮、家族関係の破綻など、多様化、複雑化、複合化していることから、公的支援の枠組では対応が難しい取組を行う民間団体の活動に対し補助金を交付することにより、県内の様々な困難な問題を抱える女性への支援を充実させることを目的とする。

第2 補助対象事業

「愛知県困難な問題を抱える女性支援事業実施要綱」のとおり。

第3 募集対象団体

(1) アウトリーチ・居場所づくり事業

年間を通じて困難な問題を抱える女性の支援を行う非営利法人（社会福祉法人、特定非営利活動法人（NPO法人）、一般社団法人等）であって、次に掲げる要件を満たす者とする。

なお、法人格を有しない団体であっても、知事が適当と認める場合には、対象者として認めることがある。

要件1 前年度末の時点で3年以上継続して困難な問題を抱える女性への支援を行っている団体であること。

要件2 会計帳簿が適切に作成・保存されていること。

要件3 政治活動を主たる目的とする団体、暴力団又は暴力団員の統制のもとにある団体でないこと。

(2) 民間シェルター入所者等自立支援推進事業

民間シェルター入所者等自立支援推進事業を行う非営利法人（社会福祉法人、特定非営利活動法人（NPO法人）、一般社団法人等）であって、次に掲げる要件1から要件4を満たす者とする。

なお、法人格を有しない団体であっても、次に掲げる要件1から要件5を満たし、知事が適当と認める場合には、対象者として認めることがある。

要件1 前年度末の時点で3年以上継続して困難な問題を抱える女性への支援を行っている団体であること。

要件2 団体責任者、プログラム責任者、会計責任者などの執行部・責任者の体制が明確であり、会計帳簿が適切に作成・保存されていること。

要件3 県内に事務所（活動拠点を含む。）又はシェルター施設（DV被害者等が緊急一時的に避難でき、その保護を行う場（部屋）を有する施設又はDV被害者等が避難後に支援を受けながら地域で自立に向けた生活再建を図るための施設（ステップハウス）をいう。以下同じ。）を有し、その存在を、本県が確認できていること。

要件4 政治活動を主たる目的とする団体、暴力団又は暴力団員の統制のもとにある団体でないこと。

要件5 過去3年間で国、地方公共団体、独立行政法人から加害者プログラ

ムや保護の委託等を受けて適切に完遂した実績があること。

(3) ステップハウス提供事業

年間を通じて困難な問題を抱える女性の支援を行う非営利法人（社会福祉法人、特定非営利活動法人（NPO法人）、一般社団法人等）であって、次に掲げる要件を満たす者とする。

なお、法人格を有しない団体であっても、知事が適当と認める場合には、対象者として認めることがある。

要件1 前年度末の時点で3年以上継続して困難な問題を抱える女性への支援を行っている団体であること。

要件2 会計帳簿が適切に作成・保存されていること。

要件3 政治活動を主たる目的とする団体、暴力団又は暴力団員の統制のもとにある団体でないこと。

第4 補助金額

(1) 補助率

10分の10以内

(2) 補助額の上限

1事業あたり100万円

※応募者多数の場合は、100万円を下回る場合があります。

第5 補助対象経費

事業実施に必要な経費を対象とする。各対象経費の想定される内容は別表のとおり。また、補助対象期間は2026年4月1日から2027年3月31日までとする。

第6 補助金の支払い

全額概算払いにて交付する。

第7 実施期間

2026年4月1日から2027年3月31日まで

第8 応募の方法

(1) 提出書類

別紙「愛知県困難な問題を抱える女性支援事業補助金 協議書」を表紙とし、「愛知県困難な問題を抱える女性支援事業費補助金交付要綱」に定める以下の書類を添付して提出すること。

① 様式1-3「実施計画書」

② 様式1-4「収支予算書」

③ 様式1-5「団体活動状況調」

(2) 提出先・提出方法

愛知県福祉局福祉部地域福祉課 生活困窮者支援グループ宛て、メールもしくは郵送（1部）にて提出すること。

(住 所) 〒460-8501 名古屋市中区三の丸三丁目 1 - 2

(メール) chiikifukushi@pref.aichi.lg.jp

(3) 提出期限

2026年4月10日(金) 午後5時30分(郵送の場合は必着)

第9 事業の選定

県が設置する「愛知県困難な問題を抱える女性支援事業費補助金審査委員会」において協議書等の審査・評価を行い、事業を選定する。

(1) 選定基準

① 趣旨・効果

- ・本事業の趣旨の理解
- ・支援の効果や安全性への配慮

② 関係機関との連携体制

- ・関係機関等との連携体制

③ 事業効果を高める工夫

- ・民間支援団体の特長を生かした事業の効果を高める工夫など

④ 実現可能性

- ・事業内の具体性及び実施体制
- ・提案事業を確実に実行できる能力や実績

(2) 選定の条件等について

県は、補助金の適正な交付等を行うために、採択した事業の提案内容に修正を加え、又は条件を付すことがある。

(3) 決定の取消し

県は、次のいずれかに該当する場合、交付金の交付決定を取り消すことがある。

① 協議書等に虚偽の記載がある場合

② 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為があった場合

③ その他、この募集要領、「愛知県困難な問題を抱える女性支援事業費補助金交付要綱」及び「愛知県困難な問題を抱える女性支援事業実施要綱」に違反した場合

第10 スケジュール(予定)

| | |
|----------------|-------------|
| 2026年 4月10日(金) | 実施団体の募集締め切り |
| 4月下旬頃 | 審査結果の通知 |
| 5月中旬頃 | 交付申請締め切り |
| 5月下旬頃 | 交付決定 |
| 6月頃 | 補助金支払(概算払) |
| 2027年 3月末まで | 事業完了 |

別 表

補助対象経費について

| 補助対象経費 | 例 |
|----------|--|
| 報酬、給与、賃金 | 補助対象事業にかかる人件費 |
| 謝金 | 被害者等が参加する研修や交流会等の講師への謝金等 |
| 旅費 | アウトリーチ支援や同行支援や訪問支援、関係機関との調整、その他事業実施に必要な活動旅費や、上記研修等講師に支払う旅費等 |
| 需用費 | 消耗品費、印刷製本費、会議費、光熱水費、燃料代、食糧費等 |
| 役務費 | 郵便料金等 |
| 委託料 | 本事業の一部を委託して実施する場合の経費 |
| 使用料及び賃借料 | 会場使用料、物品リース代、居場所づくりのための建物賃借料、ステップハウス提供事業にかかる建物賃借料等（ただし、シェルターの賃料を除く。） |
| 備品購入費 | 当事業に必要な備品の購入にかかる費用 （ただし、単価 30 万円以上の物品については、原則として賃借料（リース代）のみを対象経費とする。） |

受付番号
(記入不要)

別 紙

年 月 日

愛知県知事 殿

所 在 地
団 体 名
代表者職・氏名

愛知県困難な問題を抱える女性支援事業費補助金 協議書

標記について、次により関係書類を添えて協議します。

記

- 1 所要額 金 円
- 2 実施計画書（様式1－3）
- 3 収支予算書（様式1－4）
- 4 団体活動状況調（様式1－5）
- 5 その他参考となる書類